

平成 20 年 4 月 21 日

## 定期検査中の 4 号機における誤警報発生の調査結果について

東京電力株式会社  
福島第二原子力発電所

### <概要>

#### (事象の発生状況)

- ・ 定期検査中の平成 20 年 3 月 7 日、「主蒸気管放射能高高トリップ」の警報が誤って発生いたしました。

#### (調査結果・推定原因)

- ・ 運転中に主蒸気管の放射線レベルを監視するモニタの点検作業の際、作業後の連絡不備および確認不足により、電源が切れた状態で不必要な警報の発生を防ぐ配線をおぼろしくしたため、誤って警報が発生したものと推定いたしました。

#### (対策)

- ・ 不必要な警報の発生を防ぐ手順を点検要領書に記載し、作業を指示する札に注意事項を記載することといたします。  
また、本事象について、事例検討会を実施いたします。

詳細は以下の通りです。

## 1. 事象の発生状況

定期検査中の 4 号機において、平成 20 年 3 月 7 日午前 9 時 40 分、「主蒸気管放射能高高トリップ\*」の警報が発生いたしました。

運転中に主蒸気管の放射線レベルを監視するモニタ（以下、当該モニタ）の点検作業後に、点検に伴う警報の発生を防止するために接続していた配線（以下、当該配線）を当社社員が誤ってはずしたため、警報が発生したものと推定しておりますが、今後、原因について詳細に調査いたします。

発生した警報は、誤ってはずした配線を再び接続したことで解除いたしました。本事象は警報のみ発生したもので、安全上の問題はありません。

なお、4 号機は定期検査中で、原子炉内の燃料は全て取り出されており、主蒸気管内に蒸気は流れておらず、当該モニタによる監視が必要のない状態でした。また、これによる外部への放射能の影響はありません。

(平成 20 年 3 月 7 日お知らせ済み・公表区分Ⅱ)

## 2. 調査結果

調査の結果、以下のことがわかりました。

- ・ 当該モニタの電源（以下、電源）が切れた状態で当該配線をおぼろしくした場合、

警報が発生すること。

- ・ 当該モニタの点検作業を行った協力企業作業員は、電源を切った状態で点検作業を終了したこと。
- ・ 当該モニタの点検作業終了後、点検作業を管理している当社社員Aは電源が入っているものと思い込み、電源の状態を確認しないまま点検作業が終了したことを当社社員Bに連絡したこと。
- ・ 当社社員Bは、電源の状態を確認しないまま、当社社員Aからの依頼にもとづき、当該配線をはずしたこと。

### 3. 推定原因

当該モニタの点検終了後、作業関係者間において電源の状態の連絡ならびに確認をしなかったこと、および当社社員Bが電源の状態を確認しないまま当該配線をはずしたため、警報が発生したものと推定いたしました。

### 4. 対策

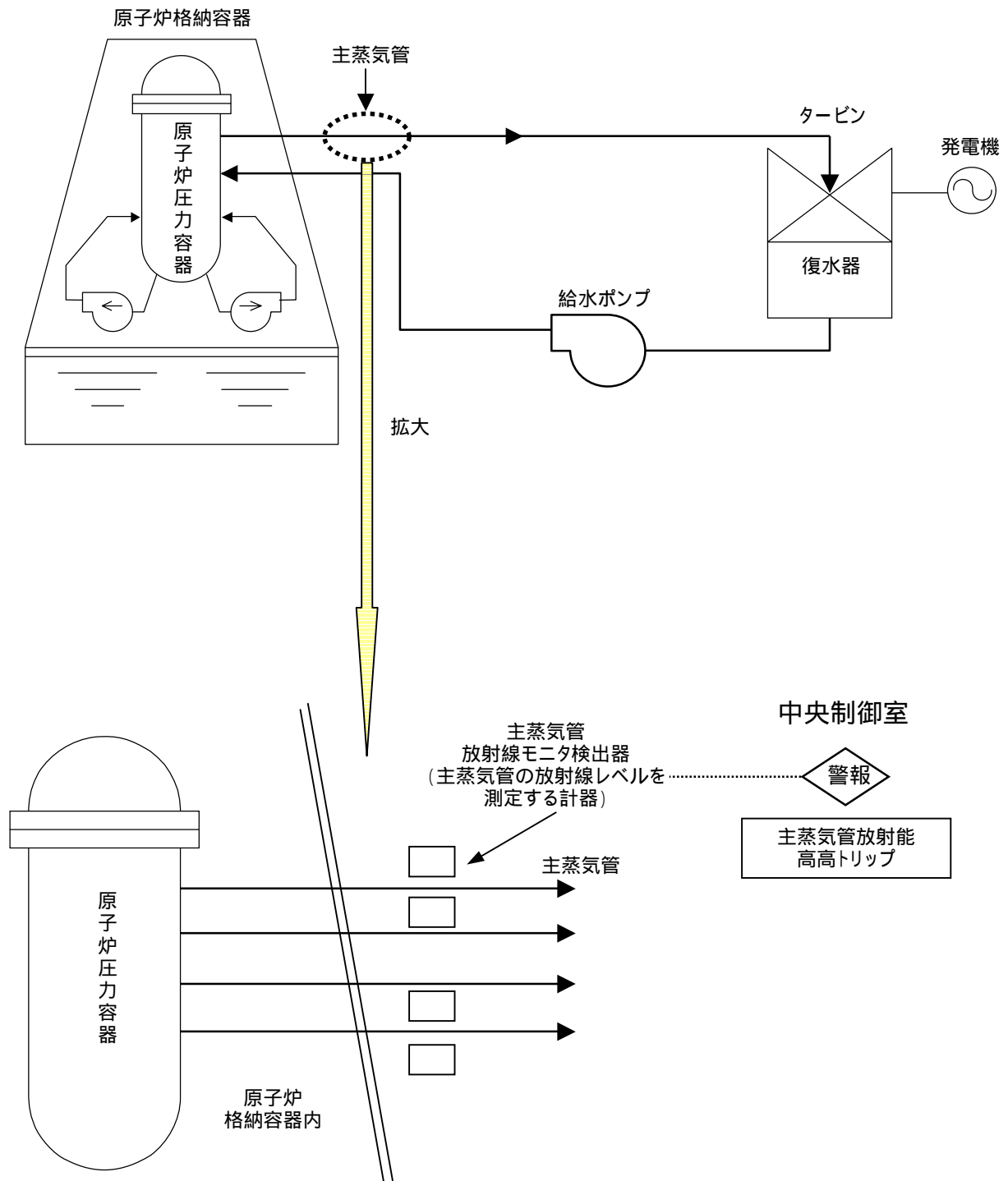
当該モニタの点検の際には、電源を入れた状態で点検を終了することを点検要領書に記載するとともに、当該配線をはずす際の注意事項として、電源の状態を確認することを、作業を指示する札に記載することといたします。

また、本事象について、事例検討会を実施し、事例を周知いたします。

以 上

#### \* 主蒸気管放射能高高トリップ

主蒸気管の放射線レベルを連続監視し、通常範囲を超える放射線が検出された場合に原子炉の緊急停止信号を発信する警報。



主蒸気管放射線モニタ 概略系統図